様式第八十九号（第百九十七条関係）

表

写真を貼り付ける。

第　　号

所属庁
氏　名
年　月　日生

薬事監視員身分証明書

年　月　日発行

農林水産大臣（都道府県知事）

裏

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律抜粋

（立入検査等）

第六十九条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、（中略）医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者、医療機器の修理業者、第十八条第五項、第二十三条の二の十五第五項、第二十三条の三十五第五項、（中略）第六十八条の七第六項若しくは第六十八条の二十二第六項の委託を受けた者又は第八十条の六第一項の登録を受けた者（中略）が、第十二条の二、第十三条第五項若しくは第六項（中略）、第十三条の二の二第五項、第十四条第二項、第十五項若しくは第十六項、第十六項、第十六項、